

小千谷市立小中学校区域外就学及び学区外就学許可基準

小千谷市教育委員会

	認 定 基 準	認 定 主 旨	期 間
1	市内転居後も従来の学校に就学したい場合 (弟妹についても希望できる。)	転居により学校が変わる場合でも、従来の学校に卒業まで就学を希望する場合	許可日から卒業まで
2	自宅が昼間留守等の事由により、下校時自宅以外のところへ帰る児童で、就学すべき学校から下校が困難であると認められ、下校先の住所の学区へ希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・両親や祖父母等、保護する者が就労していること。 ・昼間児童を保護する者がいなく祖父母宅に下校する場合や放課後児童クラブ等を利用する場合(就学すべき学区内に放課後児童クラブ等がないこと。) ・下校先住所から指定校への就学が困難なこと。 	許可日から1学年末までの期間。 その後留守家族でなくなっても、卒業まで更新することができる。
3	入学又は進学後、住居の移転が見込まれ、移転先の学区へ希望する場合	新築による転居が確実であるものに限り、住所の移転に先だって学区外就学する場合	許可日から転居により学区外就学が消滅するまでの期間
4	教育的配慮により認める場合	身体状況に配慮を要する場合又はいじめ、不登校その他特別な事情により、児童生徒を指定された学校以外に就学させたい場合(特別支援学級を有する学校への学区外就学を含む。)	許可日から教育委員会が必要と認めた期間
5	学区外就学をしている児童が中学校へ入学する場合	留守家庭などの理由により、学区外就学している児童は、現在通っている小学校の児童と同じ中学校に入学できる。	